
目安箱への投稿

■ 日付：2024/5/21

■ 件名：図面

■ ご意見・お問い合わせ

適正化指針にいつもありますが、図面がCAD製図基準になってません。

指針には指導しますとありますが、なんの指導ですか。

製図製図基準になってない図面について、受注者から18条の提出が必要なんですか。

同管内工事の他受注者は、図面訂正を協力してくれると言われた。協力の必要があるのですか。

協力しなかったら、評価に関わるのでないかと思ひ協力せざるを得ない。

■ 回答

全ての工事は電子納品対象工事であり、発注者は、受注者にCAD製図基準に準拠した発注図面を提供しなければなりません。従って、ご意見のとおり、発注図面（変更図面も含む）がCAD製図基準に準拠していなかった場合の修正は発注者で行うべきものです。

受注者に負担が生じないように、引き続き指導徹底してまいります。